



佐賀県公報

平成18年
1月25日
(水曜日)
第12708号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (三〇・河川砂防課) 一
- 道路の供用開始 (三一・道路課) 一
- " " (三二・ " ") 二
- " " (三三・ " ") 二
- ◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正 (三四・会計課) 二
- 公 告
- 基本測量の実施 (土地対策課) 三
- 公共測量の実施 (" ") 三
- 土地改良区役員の退任届 (農地整備課) 三
- 県営平田地区土地改良事業計画変更決定 (" ") 三
- 県営金立南部地区土地改良事業の工事完了 (" ") 三

○ 告 示

◎佐賀県告示第三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、神埼土木事務所及び脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

東鹿路第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次直線で結んだ線及び標柱十号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	村	大字	字	地番
一	神埼郡	脊振村	鹿路	観音辻	六六七番
二	"	"	"	"	六九〇番地先道路敷
三	"	"	"	"	六〇二番七
四	"	"	"	"	六七五番
五	"	"	"	"	六一六番二地先道路敷
六	"	"	川ノ内	"	五二〇番二七
七	"	"	"	"	五〇二番一
八	"	"	"	"	"
九	"	"	観音辻	"	六五六番地先道路敷
十	"	"	"	"	六六五番一地先河川敷

◎佐賀県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年一月二十五日から平成十八年二月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 楠久停車場線	伊万里市山代町楠久字老ノ坪六二七番四地先から 伊万里市山代町楠久字老ノ坪六二七番一七地先まで	平成一八・一・二五

●佐賀県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年一月二十五日から平成十八年二月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊万里山内線 県道 先から 杵島郡山内町大字大野字餅ノ木六八九四番五地 先まで	杵島郡山内町大字大野字餅ノ木六八九四番五地 先から 杵島郡山内町大字大野字阿捨利七二二四番一地 先まで	平成一八・一・二五

●佐賀県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年一月二十五日から平成十八年二月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第三十四号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
梅野有田線 県道 先から 杵島郡山内町大字大野字寺ノ下七一〇七番一地 先まで	杵島郡山内町大字大野字阿捨利七二二番一地 先から 杵島郡山内町大字大野字餅ノ木六七三二番一地 先まで	平成一八・一・二五

●佐賀県告示第三十四号

二の表の株式会社佐賀銀行大和町支店の項中「佐賀郡大和町」を「佐賀市大和町」に改め、同表の株式会社佐賀銀行犬井道支店の項中「川副町」を「佐賀郡川副町」に改め、同表の株式会社佐賀銀行諸富支店の項中「諸富町」を「佐賀市諸富町」に改め、同表の株式会社佐賀銀行中原支店の項中「三養基郡中原町」を「三養基郡みやき町」に改め、同表の株式会社佐賀銀行小城支店の項中「小城郡小城町」を「小城市小城町」に改め、同表の株式会社佐賀銀行呼子支店の項中「東松浦郡呼子町」を「呼子町呼子」に改め、同表の株式会社佐賀銀行呼子支店鎮西出張所の項中「鎮西町」を「玄鎮西町名護屋」に改め、同表の株式会社佐賀銀行有浦支店の項中「玄海町」を「東松浦郡玄海町」に改め、同表の株式会社佐賀銀行浜崎支店の項中「浜玉町」を「唐津市浜玉町浜崎」に改め、同表の株式会社佐賀銀行岩屋支店の項中「巖木町」を「巖木町岩屋」に改め、同表の株式会社佐賀銀行塩田支店の項中「塩田町」を「嬉野市塩田町」に改める。

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(水準未改測路線における水準点成果算出手法調査作業(水準測量))

2 作業期間 平成18年2月20日から平成18年3月31日まで

3 作業地域 佐賀市

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 公共測量(道路計画図作成)

2 作業期間 平成17年10月21日から平成18年3月10日まで

3 作業地域 伊万里市山代町

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、橋下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成18年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	岩 永 實	杵島郡北方町大字芦原3902番地	平成17年12月27日

県営土地改良事業(ため池等整備)平田地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年3月9日までに佐賀県鳥栖農林事務所(郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1)に提出してください。

平成18年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備)平田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年1月26日から平成18年2月22日まで

3 縦覧の場所

鳥栖市役所

平成16年8月26日県営土地改良事業(ほ場整備)金立南部地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年一月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷